

ロシア連邦
連邦法

ロシア連邦のいくつかの法令の改正について

国家院（下院）採択 2024年2月27日
連邦院（上院）承認 2024年3月6日

第1条

1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」（ロシア連邦法令集、1996、No. 17、掲載番号1918；2020、No. 31、掲載番号5065）第52条の2-1の第1項に「、または当該のテスト実施者の活動を規制する連邦法にもとづいて定められた手順で」という文言を追加する。

第2条

B2001年8月27日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」（ロシア連邦法令集、2001、No. 33、掲載番号3418；2002、No. 44、掲載番号4296；2004、No. 31、掲載番号3224；2006、No. 31、掲載番号3446、3452；2007、No. 16、掲載番号1831；No. 31、掲載番号3993、4011；No. 49、掲載番号6036；2009、No. 23、掲載番号2776；2010、No. 30、掲載番号4007；No. 31、掲載番号4166；2011、No. 27、掲載番号3873；No. 46、掲載番号6406；2012、No. 30、掲載番号4172；2013、No. 26、掲載番号3207；No. 44、掲載番号5641；No. 52、掲載番号6968；2014、No. 19、掲載番号2315、2335；No. 23、掲載番号2934；No. 30、掲載番号4214、4219；2015、No. 1、掲載番号37、58；No. 18、掲載番号2614；No. 24、掲載番号3367；No. 27、掲載番号3945、3950、4001；2016、No. 1、掲載番号11、27、43、44；No. 26、掲載番号3860；No. 27、掲載番号4196；No. 28、掲載番号4558；2017、No. 31、掲載番号4816、4830；2018、No. 1、掲載番号54、66；No. 18、掲載番号2560、2576；No. 53、掲載番号8491；2019、No. 12、掲載番号1222、1223；No. 27、掲載番号3534、3538；No. 30、掲載番号4152；No. 31、掲載番号4418、4430；No. 49、掲載番号6953；No. 51、掲載番号7490；No. 52、掲載番号7798；2020、No. 9、掲載番号1138；No. 15、掲載番号2239；No. 29、掲載番号4518；No. 30、掲載番号4738；No. 31、掲載番号5018；2021、No. 1、掲載番号18、75；No. 9、掲載番号1469；No. 24、掲載番号4183；No. 27、掲載番号5058、5061、5094、5171、5183；No. 47、掲載番号7739；No. 52、掲載番号8982；2022、No. 1、掲載番号52；No. 16、掲載番号2613；No. 27、掲載番号4620；No. 29、掲載番号5246、5298；2023、No. 1、掲載番号16、42、54；No. 12、掲載番号1887、1889；No. 18、掲載番号3242；No. 25、掲載番号4449；No. 29、掲載番号5316、5326；No. 43、掲載番号7602）に、以下の変更を加える：

1) 第6条において：

a) 以下を内容とする第1項の10を追加する：

「1の10 実用デジタル権および（もしくは）デジタル金融資産、ならびに（または）デジタル金融資産および実用デジタル権を同時に含むデジタル権の引渡しに係わるオペレーションは、当該のデジタル権が、居住者と非居住者との間で締結された対外貿易契約にもとづいて引き渡される（履行される、提供される）商品（役務、サービス）ならびに情報および知的活動の成果（これらに対する排他的権利を含む）の対価として使用される場合には、これを強制的管理の対象とする。」；

b) 第4項において：

第3号の「1の9、」という文言のあとに「1の10、」という文言を追加する；

第20号の「1の9、」という文言のあとに「1の10、」という文言を追加する；

第21号の「1の9、」という文言のあとに「1の10、」という文言を追加する；

2) 第7条において：

a) 第1項第4号第1段落の「1の9、」という文言を「1の10、」という文言に差し替える；

b) 第1項の5－8において：

第2段落を以下の文言に変更する：

「金銭またはその他の財産に係わるオペレーションを行う、連邦法『金融プラットフォームを利用した金融取引の実行について』による金融機関であって、金融プラットフォーム運営者のサービス提供に関する契約に加入しているものは、顧客、顧客代理人、受益者および実質的所有者の本人確認、自然人である顧客の簡易本人確認、ならびに顧客、顧客代理人、受益者および実質的所有者に関する情報の更新の実行を、この契約にもとづいて、当該の金融プラットフォーム運営者に委託することができる。」；

第3～6段落を失効したものと認定する；

c) 第5項の6において：

第1段落の「2006年7月27日付連邦法第149-FZ号『情報、情報技術および情報の保護について』第14条の1の第1項」という文言を「2022年12月29日付連邦法第572-FZ号『生体認証個人データを利用した自然人の本人確認および（または）認証の実施、いくつかのロシア連邦法令の改正およびいくつかのロシア連邦法令条項の失効認定について』」という文言に差し替え、「、ロシア連邦市民である」という文言を削除し、「自然人である顧客のそこへの登録に必要な」という文言を「そこへの登録に必要な」という文言に差し替える；

第2段落の「2006年7月27日付連邦法第149-FZ号『情報、情報技術および情報の保護について』第14条の1」という文言を「2022年12月29日付連邦法第572-FZ号『生体認証個人データを利用した自然人の本人確認および（または）認証の実施、いくつかのロシア連邦法令の改正およびいくつかのロシア連邦法令条項の失効認定について』」という文言に差し替える；

d) 第5項の8において：

第1段落の「2006年7月27日付連邦法第149-FZ号『情報、情報技術および情報の保護について』第14条の1に定める手順で」という文言を「2022年12月29日付連邦法第572-FZ号『生体認証個人データを利用した自然人の本人確認および（または）認証の実施、いくつかのロシア連邦法令の改正およびいくつかのロシア連邦法令条項の失効認定について』にしたがって」という文言に差し替える；

第10段落の「2006年7月27日付連邦法第149-FZ号『情報、情報技術および情報の保護について』第14条の1に定める手順で」という文言を「2022年12月29日付連邦法第572-FZ号『生体認証個人データを利用した自然人の本人確認および（または）認証の実施、いくつかのロシア連邦法令の改正およびいくつかのロシア連邦法令条項の失効認定について』にしたがって」という文言に差し替える。

第3条

2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「為替規制および為替管理について」（ロシア連邦法令集、2003、No. 50、掲載番号4859；2004、No. 27、掲載番号2711；2005、No. 30、掲載番号3101；2006、No. 31、掲載番号3430；2007、No. 1、掲載番号30；No. 22、掲載番号2563；No. 29、掲載番号3480；2008、No. 30、掲載番号

号3606；2010、No.47、掲載番号6028；2011、No.7、掲載番号905；No.27、掲載番号3873；No.29、掲載番号4291；No.48、掲載番号6728；No.50、掲載番号7348、7351；2013、No.11、掲載番号1076；No.27、掲載番号3447；No.30、掲載番号4084；2014、No.11、掲載番号1098；No.19、掲載番号2317；No.30、掲載番号4219；2015、No.27、掲載番号3972、4001；No.48、掲載番号6716；2016、No.1、掲載番号50；No.27、掲載番号4218；2017、No.30、掲載番号4456；No.47、掲載番号6851；2018、No.1、掲載番号11；No.11、掲載番号1579；No.15、掲載番号2035；No.22、掲載番号3041；No.31、掲載番号4835、4836；No.32、掲載番号5086；No.49、掲載番号7524；No.52、掲載番号8103；2019、No.31、掲載番号4424；No.42、掲載番号5806；No.49、掲載番号6957；No.52、掲載番号7775；2020、No.31、掲載番号5050；No.52、掲載番号8592；2021、No.8、掲載番号1199；No.9、掲載番号1467；No.27、掲載番号5051、5052、5187；2022、No.18、掲載番号3018；No.29、掲載番号5320；No.50、掲載番号8805；2023、No.31、掲載番号5766；2024、No.1、掲載番号28）に以下の変更を加える：

1) 第1条において：

a) 第1項に：

以下を内容とする第4号の1を追加する：

「4の1）ロシア連邦民法第141条の1の規定にもとづくデジタル権：

a) 外貨財であるデジタル権 — 外貨建ての債権、外国発行有価証券にもとづく権利を行使する可能性および（または）外国発行有価証券の引渡しを請求する権利を含むデジタル金融資産、ならびに本号に掲げるデジタル金融資産および実用デジタル権を同時に含むデジタル権；

b) 外貨財ではないデジタル権 — ロシア連邦通貨建ての債権、内国発行有価証券にもとづく権利を行使する可能性、非公開株式会社の資本に参加する権利および（または）内国発行有価証券の引渡しを請求する権利を含むデジタル金融資産、実用デジタル権、ならびに本号に掲げるデジタル金融資産および実用デジタル権を同時に含むデジタル権；」；

第5号を以下の文言に変更する：

「5）外貨財 — 外貨、外国有価証券および外貨財であるデジタル権；」；

第9号において：

「b」を以下の文言に変更する：

「b) 外貨財、ロシア連邦通貨、内国有価証券および外貨財ではないデジタル権を、法的な根拠にもとづいて、居住者が非居住者から、または非居住者が居住者から取得すること、および居住者が非居住者に、または非居住者が居住者に譲渡すること、ならびに外貨財、ロシア連邦通貨、内国有価証券および外貨財ではないデジタル権を支払い手段として使用すること；」；

「c」号を以下の文言に変更する：

「c) 外貨財、ロシア連邦通貨、内国有価証券および外貨財ではないデジタル権を、法的な根拠にもとづいて、非居住者が非居住者から取得すること、および非居住者が非居住者に譲渡すること、ならびに外貨財、ロシア連邦通貨、内国有価証券および外貨財ではないデジタル権を支払い手段として使用すること；」；

b) 第2号に以下を内容とする段落を追加する：

「デジタル権に係わる為替オペレーションは、2020年7月31日付連邦法第259-FZ号『デジタル金融資産およびデジタル通貨について、ならびにロシア連邦のいくつかの法令の改正について』の要求事項にしたがって、デジタル金融資産の発行が行われる情報システム運営者の情報システムにおいて、ならびに2019年8月2日付連邦法第259-FZ号『投資プラットフォームを用いた投資の誘致について、およびロシア連邦のいくつかの

法令の改正について』の要求事項にしたがって、投資プラットフォーム運営者の投資プラットフォームにおいて、これを行う。」；

2) 第2条を以下の文言に変更する：

「第2条 本連邦法の効力の範囲および本連邦法によって規制される諸関係

本連邦法は、ロシア連邦における為替規制および為替管理の法的基盤および原則ならびに為替規制機関の権限を定めるとともに、ロシア連邦領外におけるロシア連邦通貨および内国固有証券、ロシア連邦領内におけるデジタル権、ならびに外貨財の所持、使用および処分に係わる居住者の権利および義務、ロシア連邦領内における外貨財および外貨財ではないデジタル権、ロシア連邦通貨、ならびに内国固有証券の所持、使用および処分に係わる非居住者の権利および義務、ならびに為替管理機関および為替管理代理人（以下、「為替管理機関・代理人」）の権利および義務を定めるものである。」；

3) 第5条に以下を内容とする第4項の2を追加する：

「4の2 ロシア連邦中央銀行は、ロシア連邦金融市場の安定性確保のため、ロシア連邦政府によって権限を与えられた連邦行政機関との合意のもとに、次に掲げる事項を定めることができる：

- 1) デジタル権の取得および譲渡に関連した特定の種類の為替オペレーションの実行を禁止する措置；
- 2) デジタル権の取得および譲渡に関連した特定の種類の為替オペレーションの実行の条件。」；

4) 第6条において：

a) 「為替オペレーション」という文言を、「1. 為替オペレーション」に、「第7、8、11条に定める」という文言を、「本条第2項、第5条第4項の2、第7、8、11条に定める」という文言に差し替える；

b) 以下を内容とする第2項を追加する：

「2. 引き渡される（履行される、提供される）商品（役務、サービス）、情報および知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）に対する支払い手段としてデジタル権を使用することに係わる居住者と非居住者との間の為替オペレーションは、商品の引渡し、役務の履行、サービスの提供、ならびに情報および知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の引渡しを定める、居住者と非居住者との間で締結された対外貿易契約についてののみ、これを行うことができる。」；

5) 第9条第1項に以下を内容とする第35号を追加する：

「35) 外貨財であるデジタル権の取得および譲渡に係わるオペレーション、ただし、ロシア連邦通貨によって決済を行うことを条件とする、ならびに外貨財であるデジタル権に係わる義務を負う者が自らの義務を履行することに係わるオペレーション、ただし、ロシア連邦通貨によってその義務を履行することを条件とする。」；

6) 第10条第1項の「およびデジタルループルに係わるオペレーション」という文言を「デジタルループルに係わるオペレーション、およびデジタル権利の取得と譲渡に係るオペレーション、ただし本連邦法第5条第4項の2に定める場合を除く」という文言に差し替える；

7) 第22条第6項第5段落を以下の文言に変更する：

「ロシア連邦中央銀行は、非居住者への商品の引渡し、非居住者のための役務の履行、非居住者へのサービスの提供、非居住者への知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡を定めた、上記居住者および（または）法人が当事者である契約にしたがって支払われるべき金銭および（または）デジタル権が、非居住者から居住者および（または）居住者の子会社（存在する場合）である法人（外国の法律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）によって受領されたことについて

ての、または上記契約による非居住者の義務のその他の履行もしくは終了についての情報、さらに外貨建ての、ならびに（または）上記居住者および（もしくは）法人により非居住者に対してロシア連邦通貨および（もしくは）外貨で支払われるべき、資産および負債についての情報、上記居住者および（もしくは）法人のもとに存在する、ならびに（または）上記居住者および（もしくは）法人が発行した（取得した）デジタル通貨およびデジタル権についての情報、上記居住者および（もしくは）法人による非居住者へのデジタル権の引渡しの義務についての情報、また上記居住者および（または）法人に対して非居住者が負うデジタル権の引渡し義務を含む義務についての情報の、内容、書式、そのロシア連邦中央銀行への提出の期限、手順を、為替関連活動分野における国家政策策定および法規的規制機能を遂行する連邦行政機関ならびに対外経済活動（対外貿易を除く）分野における国家政策策定および法規的規制機能を遂行する連邦行政機関との同意にもとづき、定める権利を有する。」；

8) 第23条に以下を内容とする第18項を追加する：

「18. ロシア連邦中央銀行は、デジタル権に係わる為替オペレーションの実行にあたっての居住者による証明書類の提出の、ならびに居住者による情報およびデータの交換の、特異事項を定めることができる。」；

9) 第24条第5項を以下の文言に変更する：

「5. 本連邦法第22条第6項に示すリストに掲載されている居住者は、非居住者への商品の引渡し、非居住者のための役務の履行、非居住者へのサービスの提供、非居住者への知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡を定めた、上記居住者および（または）法人が当事者である契約にしたがって支払われるべき金銭および（または）デジタル権が、非居住者から上記居住者および（または）上記居住者の子会社（存在する場合）である法人（外国の法律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）によって受領されたことについての、または上記契約による非居住者の義務のその他の履行もしくは終了についての情報、さらに外貨建ての、ならびに（または）上記居住者および（もしくは）法人により非居住者に対してロシア連邦通貨および（もしくは）外貨で支払われるべき、資産および負債についての情報、上記居住者および（もしくは）法人のもとに存在する、ならびに（または）上記居住者および（もしくは）法人が発行した（取得した）デジタル通貨およびデジタル権についての情報、上記居住者および（もしくは）法人による非居住者へのデジタル権の引渡しの義務についての情報、また上記居住者および（または）法人に対して非居住者が負うデジタル権の引渡し義務を含む義務についての情報が、ロシア連邦中央銀行が定める内容、書式、期限、手順で、作成され、ロシア連邦中央銀行に提出されるようにしなければならない。本連邦法第22条第6項に示すリストに掲載されている居住者のうちに、その居住者の子会社であるような法人（外国の法律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）が存在する場合、本項に示す情報は、その居住者の子会社であるすべての法人（外国の法律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）に関する情報を含む連結ベースで、その居住者によりロシア連邦中央銀行に提出される。」。

第4条

2019年8月2日付連邦法第259-FZ号「投資プラットフォームを利用した投資誘致についておよびいくつかのロシア連邦法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2019、No. 31、掲載番号4418；2020、No. 31、掲載番号5018；2022、No. 27、掲載番号4620；No. 29、掲載番号5298）に以下の変更を加える：

1) 第8条において：

a) 第15項の「諸連邦法に定める場合を除いて」という文言の前に「本条第16項、および」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第16項を追加する：

「16. 実用デジタル権は、居住者と非居住者との間で締結された、商品の引渡し、役務の履行、サービスの提供、ならびに情報および知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の引渡しを定める対外貿易契約における対価として、これを使用することができる。」；

2) 第10条第10項に「、および、2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「為替規制および為替管理」第5条第4項の2にもとづいてロシア銀行が定めた、実用デジタル権に係わる特定の為替オペレーション禁止措置に対する違反」という文言を追加する。

第5条

2020年7月20日付連邦法第211-FZ号「金融プラットフォームを利用した金融取引の実行について」（ロシア連邦法令集、2020、No. 30、掲載番号4737；2021、No. 27、掲載番号5187；2022、No. 29、掲載番号5298；2023、No. 26、掲載番号4692；No. 32、掲載番号6154）に以下の変更を加える：

1) 第1条第1項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

2) 第2条第1項において：

a) 第1項の「金融サービスの消費者（以下、金融プラットフォームの参加者）」という文言を「金融サービスの受け手（以下、同時に言及される場合、金融プラットフォームの参加者または顧客）」という文言に差し替える；

b) 第2項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

c) 第3項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

d) 第4項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

e) 第5項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

f) 第6項の「金融サービスの消費者である受益者」という文言を「金融プラットフォームの参加者である受益者」という文言に差し替える；

g) 第7項を以下の文言に変更する：

「7）金融取引 — 金融機関または発行者と金融サービスの受け手との間で金融プラットフォームを用いて実行される、銀行サービス、保険サービスおよび有価証券市場サービスの提供に係わる取引、金融商品に係わる取引、借入債務の履行の担保に係わる取引、ならびにその他の金融プラットフォームの規則が定める金融的性格のサービスの提供に係わる取引。ただし、金融サービスの受け手が行う企業活動に関連して締結される銀行口座（預金）契約は含まれない；」；

h) 以下を内容とする第9項を追加する：

「9）金融プラットフォーム運営者認証センター — 最低でも20億ルーブル以上の自己資金（資本）を有する金融プラットフォーム運営者であって、連邦法および当該金融プラットフォームの規則にしたがって、金融プラットフォーム上で使用するための電子署名検証キーの証明書を安全保障の分野の連邦行政機関が定めた要求事項に適合していることへの証明を有する電子署名手段および認証センター手段を用いて生成し、かつ発行するにあたって、2011年4月6日付連邦法第63-FZ号「電子署名について」にもとづく認証センターとしての機能を果たすもの。」；

3) 第4条において：

a) 第1項において：

第3号を以下の文言に変更する：

「3）金融プラットフォーム運営者のサービス提供に関する契約の条件。以下を含む：

- a) 金融プラットフォーム運営者および当該の契約に加入している金融プラットフォーム参加者の権利および義務；
- b) 金融プラットフォーム運営者のサービス提供に関する契約の締結ならびに金融プラットフォームを利用した金融取引の実行にあたっての金融プラットフォーム運営者と金融プラットフォーム参加者との間の連携の手順；
- c) 金融取引を実行する際の根拠となる契約の有効期限延長が盛り込まれた金融取引を、当該の金融プラットフォームを用いずに行うことを認めない旨の要求事項；
- d) 本連邦法が定めるその他の規定；」；

第4号の「第15条」という文言を「第14条」という文言に差し替える；

第5号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

第7号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

第8号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

第9号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

第10号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

第11号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替え、「締結される」という文言を「実行される」という文言に差し替える；

第12号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替え、「金融プラットフォームを利用して締結される」という文言を削除する；

第13号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

b) 第6項の最初の文の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替え、「締結および遂行」という文言を「実行」に差し替え、2番目の文の「金融サービスの消費者」という文言を削除する；

c) 以下を内容とする第7項を追加する：

「7. 金融プラットフォーム運営者と金融サービスの受け手および金融サービスの受け手の利益を代表する自然人（当該の自然人の権限を証明する、機械読み取り可能な形式で作成され、委任者の高度適格電子署名、または再委任権付き委任状の発行相手である者の高度適格電子署名がなされているか、または再委任権にもとづく委任状を含む委任状が公証証書である場合には当該の公証人の高度適格電子署名がなされている委任状がある場合）との間の契約、金融プラットフォーム運営者、金融サービスの受け手および金融サービスの受け手の利益を代表する自然人（当該の自然人の権限を証明する、機械読み取り可能な形式で作成され、委任者の高度適格電子署名、または再委任権付き委任状の発行相手である者の高度適格電子署名がなされているか、または再委任権にもとづく委任状を含む委任状が公証証書である場合には当該の公証人の高度適格電子署名がなされている委任状がある場合）と金融機関または発行者との間の電子的文書事務協定、ならびに当該金融プラットフォームを用いて金融取引を実行するにあたってこれらの者たちの連携を可能にするために必要とされるその他の文書に対する署名は、当該金融プラットフォームの規則にしたがって、本段落に掲げる署名のほか、以下の方法によって、これを行うことができる：

1) 高度適格電子署名を用いる；

2) 金融サービスの受け手または金融サービスの受け手の利益を代表する自然人の高度非適格電子署名を

用いる。ただし、当該電子署名の検証キー証明書の生成および使用が、電子形態による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供の連携に用いられている情報技術システムを保障するインフラストラクチャーにおいて、ロシア連邦政府が定めた手順にしたがって行われているものとし、かつ、自然人と当該のインフラストラクチャーとの間の連携が所定の手順による適合性評価手続きに合格した情報保護手段を用いて行われていることを条件とする；

3) 金融サービスの受け手または金融サービスの受け手の利益を代表する自然人の高度非適格電子署名を用いる。ただし、当該電子署名の検証キー証明書の生成が金融プラットフォーム運営者認証センターによって行われ、同センターによる検証キー証明書の発行が本人出頭にもとづくその自然人の本人確認ののちに行われ、かつその使用が当該の電子署名検証手順を定めている金融プラットフォームの規則にしたがって金融プラットフォームのインフラストラクチャーにおいて行われているものとし、さらに、その自然人と当該のインフラストラクチャーとの間の連携が所定の手順による適合性評価手続きに合格した情報保護手段を用いて行われていることを条件とする。」；

4) 第5条において：

a) 第1項に「、私的年金保障契約および長期貯蓄契約」という文言を追加する；

b) 第2項の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替え、「締結された」という文言を「実行された」という文言に差し替える；

c) 第3項の「消費者」という文言を「受け手」に差し替え、「締結した」という文言を「実行した」という文言に差し替える；

d) 第4項の「銀行預金契約による資金に係わる」という文言を「その種類が金融プラットフォーム規則によって決まる銀行口座契約、銀行預金契約に係わる」という文言に差し替える；

e) 第5項の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

f) 第6項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

g) 第7項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

h) 第8項の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

i) 第9項の2番目の文を以下の文言に変更する：

「金融プラットフォームを用いる取引は、それへの参加に係わりのある債権が司法上の保護の対象とされない場合にはその実行が認められない。また、金融サービスの受け手がデリバティブ金融商品である契約を締結することは認められない。」；

j) 以下を内容とする第9項の1、第9項の2を追加する：

「9の1 本連邦法に別段の定めのないかぎり、金融サービスの受け手による有価証券取得のための金融取引の実行を可能にすることは、本連邦法第5条の1にもとづいて実施された金融サービスの受け手のテスト（以下、「テスト」）の結果が合格である場合にのみ、これが認められる。

9の2 次に掲げる条件の少なくとも1つが遵守されている場合、金融プラットフォームを用いる金融サービスの受け手による有価証券取得のための金融取引実行を可能にするにあたって、テストを実施しなくてもよい：

1) 取引の対象が、1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第3条の1第2項が定める一覧に含まれる有価証券である場合；

2) 取引総額がロシア銀行の規準文書が定める金額を上回っている場合。」；

k) 第10項を以下の文言に変更する：

「金融プラットフォーム運営者は、金融サービスの受け手が、金融プラットフォームを用いて開設された銀行口座（預金）契約を解約する旨の指示、金融プラットフォームを用いて開設された銀行口座（預金）の契約が停止された場合には金融サービスの受け手の指示にもとづいて当該の銀行口座（預金）から他の銀行にあるこの者の銀行口座（預金）に金銭残高および貴金属を移動させる旨の指示、または当該の銀行口座が開設されている（当該の預金が預け入れられている）銀行と金融プラットフォーム運営者との間の金融プラットフォーム運営者のサービス提供に関する契約が破棄された場合に金銭残高を特別口座に移動させる旨の指示を、金融プラットフォームを用いて送付することができるようにしなければならない。金融サービスを用いて銀行口座が開設されている（預金が預け入れられている）銀行は、金融プラットフォームを用いて開設された銀行口座（預金）契約を解約する旨の金融サービスの受け手の指示、金融プラットフォームを用いて開設された銀行口座（預金）の契約が停止された場合には金融サービスの受け手の指示にもとづいて当該の銀行口座（預金）から他の銀行にあるこの者の銀行口座（預金）に金銭残高および貴金属を移動させる旨の指示、または当該の銀行口座が開設されている（当該の預金が預け入れられている）銀行と金融プラットフォーム運営者との間の金融プラットフォーム運営者のサービス提供に関する契約が破棄された場合には、金銭残高を特別口座に移動させる旨の指示を、金融プラットフォームを用いて受け付けることができるようにしなければならない。」；

5) 以下を内容とする第5条の1を追加する：

「第5条の1 **金融サービスの受け手のテスト**

1. 金融サービスの受け手のテストは、金融プラットフォーム運営者が当該金融プラットフォームの規則が定める手順にしたがってこれを行うものとする。

2. 当該のテストは、金融プラットフォーム運営者が当該金融プラットフォームの規則の中で定めている一覧に含まれる設問に対する金融サービスの受け手の回答を入手することにより、電子文書による文書形式でこれを行う。すべてのテスト設問は、それに対する回答によって、テスト受験者の知識を評価し、かつこの者が提案されている取引の性質を考慮したリスク評価を行うことができる状態にあるか否かを確認することができるように設定されたものでなければならない。テストは無料で行う。金融サービスの受け手のテストで合格の結果が得られたのちは、再テストは実施しない。

3. テスト実施の規則および手順、テスト設問の一覧（テスト実施の対象となる取引に応じて当該の一覧を形成する手順を含む）、テストの合否判定手順、テスト結果に関する情報の保存の手順、ならびにテスト結果の通知を自然人に送付する際の書式および手順は、金融プラットフォームの規則がこれを定める。

4. 金融サービスの受け手がテスト受験を拒否したか、またはテスト結果が不合格であった場合には、当該の金融サービスの受け手には、テストの実施が必要とされる取引の実行が認められない。

5. 金融プラットフォーム運営者は、テスト実施のために職業的有価証券市場参加者を契約ベースで招聘することができる。テスト実施のために職業的有価証券市場参加者を招聘した金融プラットフォーム運営者は、本連邦法にもとづくテストの実施に係わる要求事項の遵守に責任を負う。」；

6) 第6条において：

a) 第2項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替え、金融サービスの消費者である受益者」という文言を「受益者」に差し替える；

b) 第3項の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

c) 第4項において：

第1号を以下の文言に変更する：

「1）金融サービスの受け手の銀行口座（預金）および当該の金融サービスの受け手を受益者とする金融プラットフォーム運営者特別口座から金融サービスの受け手に対して金銭の振替を行うこと；」；

第2号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

第3号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

第4号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

第5号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

第6号を以下の文言に変更する；

「6）それに対する権利が金融サービスの受け手に属する金銭を、当該の金融サービスの受け手の銀行口座（預金）または当該の金融サービスの受け手を受益者とする金融プラットフォーム運営者特別口座への振替のために引き落とすこと。」；

d) 第5項において：

第1段落の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

第1号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

第2号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

第3号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

e) 第6号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

f) 第7号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

g) 第8号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

h) 第9号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

i) 第10号の「消費者」という文言をすべて「受け手」という文言に差し替える；

j) 第11号の「金融サービスの消費者に属する．．．、金融機関により金融サービス消費者に対して発行される、または同人の指示により金融機関により金融サービス消費者の銀行口座に振り込まれる」という文言を「金融サービスの受け手に属する．．．、金融機関により金融サービス受け手に対して発行される、または金融サービスの受け手の指示により金融機関により金融サービスの受け手の消費者の銀行口座、もしくは金融プラットフォームの他の運営者の特別口座に振り込まれる」という文言に差し替える；

7) 第7条において：

a) 第3項の「銀行に開設された預金および口座についての情報に関して」という文言を「銀行がその当事者であるような金融取引についての情報に関して」という文言に差し替え、「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替え、「また」という文言を削除し、「、また金融サービスの受け手が当事者である金融取引についての情報に関して、同人の同意を得て、その他の者に」という文言を追加する；

b) 第4項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

c) 第5項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

d) 第6項の最初の文を以下の文言に変更する；

「金融取引登録機関は、金融サービスの受け手から本条第5項による情報を提供するよう照会を受けた場

合、当該情報へのアクセスを提供するために、金融サービスの受け手および金融サービスの受け手の代理人である自然人の姓、名および父称、その身元を証明する書類のシリーズ、番号および交付日、強制年金保険システムにおける被保険者個別名義口座の保険番号、金融サービスの受け手の納税者識別番号、金融サービスの受け手に属する移動体通信事業者加入者番号、電子メールアドレスといった情報を取得することを含め、統一本人確認・認証システムおよび統一省庁間電子連携システムを利用する。」；

8) 第8条において：

a) 第7項を以下の文言に変更する：

「7. 金融プラットフォーム運営者は、ロシア連邦政府によって承認された統一本人確認・認証システム利用手順にしたがって、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」第7条第1項第1号第2段落に掲げる範囲における金融サービスの受け手およびその代理人に関する統一本人確認・認証システムからの情報、金融サービスの受け手および金融サービスの受け手の代理人である自然人の強制年金保険システムにおける被保険者個別名義口座の保険番号、金融サービスの受け手に属する移動体通信事業者加入者番号および電子メールアドレスの情報を、金融サービスの受け手およびその代理人の同意を得て、入手することができる。これは、金融サービスの受け手との間の契約を〔金融サービスの受け手がそのキーをロシア連邦政府が定めた電子形式による国家サービスおよび地方自治体サービスの取得申請にあたっての簡易電子署名利用規則にもとづく本人出頭によって取得した簡易電子署名、高度適格電子署名を用いて、また自然人と電子形式による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に用いられる情報システムの情報技術的連携を保障するインフラストラクチャーとの間の連携が所定の手順による適合性評価手続きに合格した情報保護手段を用いて行われていることを条件に、その検証キー証明書の生成および使用が、当該のインフラストラクチャーにおいて、ロシア連邦政府が定めた手順にしたがって行われているような高度非適格電子署名を用いて、ならびに自然人と金融プラットフォームの当該のインフラストラクチャーとの間の連携が所定の手順による適合性評価手続きに合格した情報保護手段を用いて行われていることを条件に、その検証キー証明書の生成が金融プラットフォーム運営者認証センターによって行われ、同センターによるその発行が本人出頭による自然人の本人確認ののちに行われ、かつその使用が当該の電子署名検証手順を定めている金融プラットフォームの規則にしたがって当該のインフラストラクチャーにおいて行われているような金融サービスの受け手または金融サービスの受け手の利益を代表する自然人の高度非適格電子署名を用いて〕締結するため、および以前に入手した情報を更新するためである。」；

b) 第8項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

c) 以下を内容とする第15項を追加する：

「15. 金融プラットフォーム運営者がテストの実施に関する本連邦法第5条第9項の1の要求事項に違反した場合、金融プラットフォーム運営者は、金融サービスの受け手が被った実質的な損害を補償するものとする。」；

9) 第11条第14項第2号の「法律および」という文言のあとに「（または）」という文言を追加する；

10) 第12条第1項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

11) 第13条において：

a) 第1項において：

第7項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替え、「、締結された」という文言を削除する；

第9項を失効したものと認定する；

b) 以下を内容とする第3項を追加する：

「3. 金融プラットフォーム運営者は、同人が、金融サービスの受け手に対して、自らのウェブサイトおよび（または）モバイルアプリケーションにおける個人アカウントにより当該の情報へのアクセスを保障している場合には、本条第1項第6、7、12および13号に掲げる情報を自らのウェブサイト上で開示しなくてもよい。金融サービスの受け手に対する当該の情報へのアクセスは無償で、かつ情報全体について保障される。金融サービスの受け手による当該の情報へのアクセスの保障は、これを拒否することができない。」；

12) 第14条において：

a) 第1項第1号の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

b) 第2項の「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

c) 第5項の「消費者によって締結される」という文言を、「受け手によって実行される」という文言に差し替え、「消費者」という文言を「受け手」という文言に差し替える；

第6条

2020年7月31日付連邦法第259-FZ号「デジタル金融資産、デジタル通貨についておよびいくつかのロシア連邦法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2019、No. 31、掲載番号5018；2022、No. 27、掲載番号4620；No. 29、掲載番号5298）に以下の変更を加える：

1) 第3条第1項第1号の「実質的所有者についての情報」という文言を削除する；

2) 第4条において：

a) 第10項の「諸連邦法に定める場合を除いて」という文言の前に「本条第16項、および」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第11項を追加する：

「11. デジタル金融資産は、居住者と非居住者との間で締結された、商品の引渡し、役務の履行、サービスの提供、ならびに情報および知的活動の成果（それに対する排他的権利；を含む）の引渡しを定める対外貿易契約における対価として、これを使用することができる。」；

3) 第5条に以下を内容とする第19項を追加する：

「19. ロシア銀行は、デジタル金融資産を発行した者またはデジタル金融資産の発行が行われている情報システムの運営者に対して、デジタル金融資産を発行した者の実質的所有者に関する情報を照会することができる。デジタル金融資産を発行した者およびデジタル金融資産の発行が行われている情報システムの運営者は、ロシア銀行の照会に対して、デジタル金融資産を発行した者の実質的所有者に関する情報を提供しなければならない。」；

4) 第6条第1項第5号に「、および、2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「為替規制および為替管理」第5条第4項の2にもとづいてロシア銀行が定めた、デジタル金融資産に係わる特定の為替オペレーション禁止措置に対する違反」という文言を追加する。

第7条

1. 本連邦法は、本条によって他の発効日が定められた条項をのぞき、それが公布された日をもって発効する。

2. 本連邦法第5条第4項「j」号、第5項、第8項「c」号は、本連邦法の公布日から30日が経過した時点で発効する。

3. 本連邦法第2条第2項「b」号は、2025年1月1日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年3月11日

第45-FZ号